

[別紙1]

鳥取県土地改良事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出(知事が別に定める日まで)

○下記提出先に送付してください。

2. 交付決定通知到着(交付申請から原則30日以内)

○交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先に送付してください。

4. 実績報告書提出(完了・廃止・中止から30日以内)

(完了・廃止・中止から15日を経過する日と交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日。
ただし、補助金の全額が概算払いされている場合は翌年度の4月20日)

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先に送付してください。

○実績報告は、下記提出先に送付してください。

◎補助金の支払い

・事業費確定後に(概ね3月)概算払を行います。

問い合わせ先

○農林水産部農業振興監農地・水保全課 鳥取市東町1丁目220
nouchi-mizu@pref.tottori.lg.jp

資料提出・問い合わせ先

○東部農林事務所地域整備課 鳥取市立川町6丁目176
toubunourin@pref.tottori.lg.jp

○中部総合事務所地域整備課 倉吉市東巖城町2
chubu_nourin@pref.tottori.lg.jp

○西部総合事務所地域整備課 米子市糺町1丁目160番地
seibu_nourin@pref.tottori.lg.jp